



労働者に健康障害を発生させる化学物質について

十日町労働基準監督署

署長 金丸 浩也 氏

職場で取り扱われる化学物質のうち、労働者に健康障害を発生させるおそれのあるものについては、労働安全衛生法等において、事業主が講ずべき健康障害防止措置が定められています。健康障害防止措置が必要な化学物質は、次々と確認されており、逐次、厚生労働省のホームページでお知らせされています。

以下の内容は、最近お知らせされた内容です。関係する事業場においては、適切な対応をお願いします。

I 歯科健診について

化学物質によっては歯が溶ける健康障害が発生するおそれがあります。そのため事業主は、労働安全衛生法第66条第3項の基づき、歯等に有害な業務に従事する労働者に対して歯科医師による健康診断を実施する必要があります。

対象となる労働者は、塩酸、硝酸、硫酸、亜硫酸、フッ化水素、黄りんその他歯又はその支持組織に有害な物のガス、蒸気又は粉じんを発散する場所における業務に常時従事する労働者です。

実施時期は、対象業務に常時従事する労働者に対し、その雇入れの際、対象業務への配置替えの際、対象業務についた後6ヵ月以内ごとに1回となります。

II 金属アーク溶接等作業について

金属アーク溶接等で発生する「溶接ヒューム」、「塩基性酸化マンガン」については、神経障害等の健康障害を及ぼすおそれがあることが明らかとなりました。そこで、特定化学物質障害予防規則等が改正され、また「金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場に係る溶接ヒュームの濃度の測定の方法等」の告示が制定され、令和3年4月1日(一部令和4年4月1日)

から施行・適用となりますので、対応をお願いします。

なお、金属アーク溶接等作業とは、①金属をアーク溶接する作業（T-G、プラズマアークを含み、アークを用いないガス溶接、レーザー溶接は含まない）②その他溶接ヒュームを製造し、または取り扱う作業が該当します。

「溶接ヒューム」については、屋外作業場等（毎回異なる屋内作業場を含む）と屋内作業場で措置内容が異なりますのでご注意ください。

1.特殊健康診断の実施について

金属アーク溶接等作業に常時従事する労働者については、作業場が屋内外にかかわらず、じん肺健診に加え、特定化学物質障害予防規制に基づく健康診断が必要となります。じん肺健診は所見の無い場合3年に1回ですが、特定化学物質予防規則による健康診断は6か月以内ごとに1回、定期的に行う必要があります。

2.呼吸用保護具について

屋外作業場等については有効な呼吸用保護具を使用させることが必要です。また、屋内作業場等については、溶接ヒュームの濃度測定を行い、その結果に応じた呼吸用保護具の選定、使用が必要となります。

3.作業主任者の選任について

「特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習」修了者からの選任し、法定の職務（作業指揮、全体換気装置等の1か月点検、保護具の使用状況の監視）を行わせることが必要となります。

4.これらのほか換気などの健康障害防止措置が必要となります。

以上の詳しいことは、当署への問い合わせ、または厚生労働省ホームページで

ご確認ください。